

29 会 監 第 134 号

平成29年 8 月 9 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足  
比率の審査意見書について

会津若松市監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

# 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

## 第 2 審査の対象

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第 10 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

## 第 4 審査の主な実施内容

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第 5 審査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成 29 年 7 月 14 日～平成 29 年 8 月 9 日

## 第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に定める健全化判断比率

（単位：％）

項 目	本市の数値		法に定める基準 （平成 28 年度）	
	平成 28 年度 決算	平成 27 年度 決算	早期健全化基 準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.86	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.86	30.00
実質公債費比率	8.8	10.8	25.0	35.0
将来負担比率	30.3	36.3	350.0	

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、後述のとおり、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示される。

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成 28 年度 決算	平成 27 年度 決算	経営健全化基 準
会津若松市水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市湊町簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市西田面簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市観光施設事業特別会計	0.1	—	20.0
会津若松市下水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市個別生活排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がない箇所については、「—」で表示される。

## 第 7 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定を必要とする状態にはない。

なお、平成 28 年度決算では観光施設事業特別会計において、形式収支は 1,155 千円の黒字となったものの、継続費逡次繰越額を差し引いた実質収支は、329 千円の赤字となった。これは、当該特別会計が赤字体質に転化したというよりも、事務的対応によってはこうした事態を避けられ得たものである。今後、会計的な事務対応も含め、適切な経営がなされるよう留意されたい。

以下に、それぞれの比率について意見を述べる。

### ア 健全化判断比率

#### ① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、普通会計（一般会計及び扇町土地地区画整理事業特別会計）を対象に算定するものであるが、平成 28 年度の決算では平成 27 年度と同様、実質収支額が黒字であるため実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の 11.86%を下回っており、良好な状態を示している。

## ②連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、市の全会計（普通会計及び水道事業会計を含む全特別会計）の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものである。平成 28 年度の決算では、観光施設事業特別会計において 329 千円の資金不足額が発生したものの、それ以外のすべての会計は実質黒字額（又は資金剰余額）となっており、それらを合算した結果、平成 27 年度と同様、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の 16.86%を下回っており、本市財政の健全化に問題は生じていない。

## ③実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市及び一部事務組合等の元利償還金及びそれに準じた経費等を対象に算定するもので、その値は3か年の平均値である。平成 28 年度のそれは 8.8%となっており、平成 27 年度の 10.8%と比較すると 2.0 ポイント改善した。早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

## ④将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が負担すべき市及び一部事務組合並びに地方公社等の将来的な負担を算定するもので、平成 28 年度のそれは 30.3%となっており、平成 27 年度の 36.3%と比較すると 6.0 ポイント改善した。早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

## イ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計（具体的には前記イ表に掲げられた特別会計）ごとに、資金不足額を対象に算定するものであり、平成 28 年度は、公営企業会計のうち観光施設事業特別会計においてのみ 329 千円の資金不足額が生じたため、当該特別会計の資金不足比率として 0.1%が算出された。

経営健全化基準の 20.0%と比較すると、軽微な比率であるとはいえ、今後は、こうした事態が生じることのないよう適正な会計運営に努められたい。